

【①回答資料】

平戸市放課後児童健全育成施設における開設時間及び月額利用料

1. 平戸小学校放課後児童健全育成施設

(1) 使用団体名

平戸学童保育所なのはなクラブ

(2) 開設時間

平日	放課後（※）から午後 7 時まで ※学校の日課に応じる。
土曜日	午前 8 時から午後 7 時まで
春・夏・冬休み	午前 8 時から午後 7 時まで

(3) 利用料

区分		利用料	8 月のみ
通常児童	1 ～ 2 年生	5,500 円	8,000 円
	3 年生	4,500 円	7,000 円
兄弟姉妹	1 ～ 2 年生	3,500 円	6,000 円
	3 年生	3,000 円	5,500 円
4 ～ 6 年生（兄弟姉妹含む）		3,000 円	5,500 円

（その他参考）

- ・通常児童以外の児童 1 日 500 円 ※当日徴収
- 夏休み期間 7 月…1 日 500 円 8 月…通常児童に準ずる

2. 生月小学校放課後児童健全育成施設

(1) 使用団体名

生月学童保育所生っ子クラブ運営委員会

(2) 開設時間

平日	午後 2 時から午後 6 時まで
土曜日	午前 8 時から午後 6 時まで
春・夏・冬休み	午前 8 時から午後 6 時まで

(3) 利用料

区分		利用料	8 月のみ
通常児童	1 ～ 3 年生	6,000 円	7,000 円
兄弟姉妹	1 ～ 3 年生	5,000 円	6,000 円
4 ～ 6 年生（兄弟姉妹含む）		5,000 円	6,000 円

（その他参考）

- ・通常児童以外の児童 1 日 700 円
- 夏休み期間 7 月…1 日 700 円 8 月…通常児童に準ずる

3. 田平北小学校放課後児童健全育成施設

(1) 使用団体名

特定非営利活動法人 しあわせの木

(2) 開設時間

平日	下校時から午後 7 時まで ※午後 6 時～ 7 時は延長時（要連絡）
土曜日	午前 8 時から午後 7 時まで ※午後 6 時～ 7 時は延長時（要連絡）
春・夏・冬休み	午前 8 時から午後 7 時まで ※午後 6 時～ 7 時は延長時（要連絡）

(3) 利用料

区分		利用料	8 月のみ
通常利用	1 ～ 3 年生 (①)	6,500 円	10,000 円
	①の 2 人目以降	5,500 円	10,000 円
4 ～ 6 年生		4,500 円	10,000 円

(その他参考)

・通常児童以外の児童 1 日 600 円

春、夏、冬休み期間 1 日 800 円

4. 平戸南部地区放課後児童健全育成施設

(1) 使用団体名

社会福祉法人 六区一心会

(2) 開設時間

平日	午後 1 時から午後 6 時 30 分まで
土曜日	午前 7 時から午後 6 時 30 分まで
春・夏・冬休み	午前 7 時から午後 6 時 30 分まで

(3) 利用料

区分	利用料（通常月）	4. 7. 12. 1. 3 月	8 月のみ
1 ～ 6 年生	5,000 円	7,000 円	13,000 円